

6. 令和5年度第1回沖繩県公立学校教職員メンタルヘルス対策検討会議（10/19）の件

田名副会長より去る10月19日（木）那覇市役所において開催された標記会議について資料に基づき報告があった。

沖繩県の教育職員の精神疾患による休職率は1.29%で全国の2倍でワースト1であるが、復職率は52.8%と全国41.9%よりも良い傾向であること等について説明が行われた他、モデル事業実施者から課題及び評価の観点及び成果指標について説明が行われた。

7. 令和5年度第1回沖繩県医療保健連合（なごみ会）幹事会（10/20）の件

稲田常任理事より去る10月20日（金）ナハテラスホテルにおいて開催された標記幹事会について資料に基づき報告があった。

役員が選定された後、次年度の県民健康フェアは、令和6年9月15日（日）沖繩コンベン

ションセンターにおいて開催することが決定した。また、他団体から提案された後援名義使用や周知依頼について協議が行われた。

8. 令和5年度産業医研修会（10/22）の件

玉城理事より去る10月22日（日）本会館、北部・宮古地区医師会をサテライト会場として開催した標記研修会について資料に基づき報告があった。

各カリキュラム「急速に変化する社会における産業医活動の留意点～少子化高齢社会および産業構造・技術の変化に伴う産業保健の近未来～（総論）参加者94名」、「産業医と共に考える働き盛りの健康づくり（健康管理）参加者91名」、「健康づくりのムーブメントをおこそう～沖繩働き盛りの健康問題、高血圧対策～（健康保持増進）参加者87名」ごとに講演が行われた。

お知らせ

沖繩県医師会会費減免制度について（ご案内）

本会では高齢・疾病・出産育児等の事由による会費減免制度を設けております。下記減免手続き等、詳細については本会事務局までお問い合わせください。

減免事由	疾 病	出産・育児	卒後5年間	高 齢
対象者	傷病等により医療機関を1か月以上にわたって閉鎖若しくは診療に従事しない会員	出産された（これから出産予定の）女性会員で、出産・育児休業取得者（日医は休業取得・未取得は問わない）	すべての会員	年齢が満77歳に到達した会員
減免期間	閉鎖若しくは診療に従事しなくなった翌月から再開若しくは再従事するに至った月まで。その期間に応じ、月割計算の方法によって算出した額が免除となる	出産した日の属する年度の翌年度1年間 例：平成29年4月1日に出産した場合→平成30年度が減免	医学部卒業後の5年間（年度単位）	年齢が満77歳に到達した翌月から免除。但し、2名以上の医師がいる施設においては、1名はA会員の会費を納入する
申 請	必 要	必 要	必 要	不 要
添付書類	診断書	母子手帳の写	不 要	不 要

※本減免制度の利用を希望する場合は、当該年度の1月末までに申請ください。

【問合せ先】沖繩県医師会 経理課 TEL：098-888-0087